

私たちには未来を変える力がある！

消費者の選択が、未来を変える

人に、地域に、環境に—— みんなにやさしい選択をしてみませんか？

毎日の消費行動について考えてみよう

私たちは、日々の生活の中で自分が「消費者」と意識することは少ないかもしれませんが。しかし、食料品などを買うことも、公共交通機関や通信回線などを利用することも、電気・ガス・水道などの資源を使うことも、すべて「消費（買い物）」です。このような消費行動をする人を「消費者」といいます。

皆さんは、私たち消費者がどのような商品・サービスを選び、どのようにエネルギーを使うかによって、人や地域、環境、そして未来に、どのような影響を与えるかを考えたことはありますか？

例えば、企業は購入された商品を通して消費者のニーズを把握し、商品の開発や製造、販売をしています。つまり、企業は消費者がどのような商品

を購入するかで、販売する商品を決めているといえます。

「安くお得な商品を買う」「賢い消費者」ではありません。品質や表示を確認したり、環境に優しい商品を調べたり、消費者として幅広い視点から消費について考えてみませんか。私たちの消費行動で、より良い未来に変えましょう。

市では、消費者の自立を支援するための、消費生活に関する教育や啓発活動である「消費者教育」を推進しています。また、消費者による、誰にとっても優しい持続可能な社会を目指す「消費者教育推進計画（第2次）」を策定しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

もったいない編

- 必要のない電気は消す
- マイバッグ、マイボトルを持ち歩く
- 長く使えるものを選ぶ
- 冷蔵庫の中に残っているものを確認してから買い物に行く

買い物編

- 地産地消、旬のものを選ぶ
- つくり手の顔が見える商品を選ぶ
- 環境や人権に配慮した商品や企業を選ぶ
- 個人で所有するだけでなく、共有できるものを選ぶ
- 食べ物は陳列棚の手前にあるものを選ぶ

社会参画編

- 企業に消費者の声を届ける
 - 地域の社会活動に参加する
 - フェアトレードを普及させる活動に参加する
- ※フェアトレード：開発途上国の原料や商品を、適正な価格で継続的に取り引きする貿易の仕組み。

5月は消費者月間です

今年のテーマは「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし」です。

社会のデジタル化によって、私たちの生活は非常に

便利になりましたが、新たな消費者トラブルも発生しています。月間に合わせ、トラブル防止などの展示を行います。

期間：4月28日（金）～5月26日（金）

場所：近江八幡図書館1階ホール

「今月の暮らしの豆知識」コーナーで毎月消費者トラブル防止などの情報を掲載しています（本紙8ページ）。ぜひご覧ください。

市ではこんな取り組みをしています

01 SDGs こども見守り隊



みんなが地域の一員であり、生活のなかで気付いたことが見守り活動につながることを、子どもたちに教える取り組みです。

02 SDGs こども特派員 親子体験型プログラム



市民・保護者による実行委員会が企画・運営している、小学生の親子を対象とした取り組みです。毎年11月頃に実施しています。

03 これも消費者教育 プロジェクト



小中学校の先生の協力を得て、消費者教育の視点で授業内容を改めて見直していただくためのワークショップを行っています。令和4年度は武佐小学校で実践授業を行いました。

04 消費者教育出前講座



ふれあいサロンや自治会、放課後児童クラブなどを対象に、消費者トラブルや特殊詐欺の防止、お金の使い方などを楽しく学べる講座を実施しています。興味のある人はお問い合わせください。

SDGs こども特派員 親子体験型プログラム

生産者や事業者から話を聞き、「買い物による影響」「持続可能な社会を作るためにできること」を体験を通して親子で楽しく学びます。



問

消費生活センター（人権・市民生活課内）

HP 252000

TEL (36) 555666

FAX (36) 58822